

日高川町農業用パイプハウス施設等整備支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、他産業並の所得の確保と就業時間を目標とする農業経営改善計画に基づき、効率的かつ安定的で、元気な農業経営を目指した施設の整備（以下「事業」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則（平成17年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、日高川町内に住所を有する認定農業者及び農業経営改善計画に基づいた経営計画を策定する農業者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、農業経営改善計画等に基づき、次の各号に掲げるとおりとする。但し、国及び県の補助対象と成り得る施設等の整備は除く。

(1) 農業用パイプハウス施設等の整備

- ・パイプハウス施設の設置に係る経費。
- ・フルオープン施設の設置に係る経費。
- ・長期耐用性（耐用年数15年以上）の被覆資材張替にかかる経費。
- ・重油流出防止施設の設置に係る経費。
- ・対象事業の面積は、2a以上とする。
- ・消費税は補助対象とする。

(2) 町長が特に必要と認める施設等の整備。

(補助対象事業費の限度額)

第4条 補助対象事業費の限度額は、次のとおりとする。

施設の種類	限度額(千円)	備考
農業用パイプハウス施設	10,000	
長期耐用性被覆資材張替	4,000	10a当たり
フルオープン施設	450	10a当たり
重油流出防止施設	300	1ヵ所当たり

(補助率)

第5条 補助対象事業における補助率は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の予算の範囲内において、補助対象事業費の1/3以内。ただし、長期耐用性被覆資材張替については、補助対象事業費の1/5以内。

(補助金の交付)

第6条 この事業による補助金の交付は、規則に基づき行うものとする。

(交付条件)

第7条 この事業で補助を受けた農業用パイプハウス施設（フルオープン施設、重油流出防止施設含む）については、補助を受けた翌年度から起算して8年間、長期耐用性被覆資材については15年間、適正な管理をしなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4月25日より施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から施行する。